

物流改正法解説セミナー質問事項（４／１６開催）

	質問事項	回答（案）	備考
1	基本契約書を交付した内容と附帯作業や有料道路使用料の有無や金額が違う場合は都度、運送の申込書が必要になってくるのか。	交付した基本契約書の附帯業務の内容及び金額が違う場合には、その部分のみ書面交付を行う必要があります。（QA2-10） また、有料道路使用料については、「実費を委託者が負担する」旨の記載があれば具体的な金額を記載する必要はありません。（QA2-7）	
2	改正トラック法第１２条や２４条の運送申込書／運送引受書には運賃や附帯業務料を記載するため、印紙の貼付が必要ではないか。	改正貨物自動車運送事業法Ｑ＆Ａ（令和７年３月３１日時点版、席上配布）問２－２４で、ケースごとに課税対象になるか否かを回答しておりますのでご参考にしてください。また貨物の運送に関して作成される文書に対する印紙税の取扱いが国税庁ウェブサイトで整理されております。	（国税庁ウェブサイト） https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/11/05.htm
3	法第１２条に係る書面交付に関し、運送申込書の段階で有料道路利用料を明示できない場合、別の書類（荷主から交付されるダイヤ表など）に当該利用料を記載し相互交付することでも差支えないか。この場合、運送申込書の欄には「別途記載」などと記載する。	改正貨物自動車運送事業法Ｑ＆Ａ問２－７で「実費を委託者が負担する」旨の記載があれば足りるとされておりますので、具体的な金額をダイヤ表などに記載することでも差し支えありません。	
4	運送利用管理規程のひな形はあるか。	改正貨物自動車運送事業法Ｑ＆Ａ（令和７年３月３１日時点版、席上配布）の別紙２で同管理規定の例が掲載されておりますのでご参考にしてください。また国土交通本省ウェブサイトでは本例がＷｏｒｄ形式で掲載されております。	（国土交通省ウェブサイト） https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html
5	実運送体制管理簿について、荷主から運送委託を受けるＡ社が一般貨物自動車運送事業者かつ第一種利用運送事業者である場合、元請け（同管理簿の作成義務あり）又は真荷主（作成義務なし）のどちらとなるか。	Ａ社でわずかでも実運送が伴う場合は元請けとなり、同管理簿の作成義務が生じます。（QA4-11）	
6	改正貨物自動車運送事業法Ｑ＆Ａ問４－７で、「容積換算重量」とあるが、何かよい参考例等はあるか。	国土交通省では参考例は作成しておりません。	
7	実運送体制管理簿のイメージで「積み込日」の記載があるが、これは積み込みの都度、同管理簿を作成し記載するのか。	積み込みが複数日にわたる場合、積み込日欄にはその期間を記載していただいても差し支えありません。（例：2/1（木）～2/3（土））	
8	法第１２条の書面相互交付を荷主に説明したところ、「そのような話は初めて聞いた」といった反応であった。荷主側への説明会は開催しないのか。	荷主向けには、経済産業局、地方運輸局及び地方農政局の３局での共催説明会を本年４月以降に開催予定としております。関東経済産業局の管轄区域に長野県が含まれますので、説明会の実施等は同局のホームページなどをご確認ください。	